

○農林水産省告示第千四百三十四号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の付表第六の規定に基づき、平成二年三月二十日農林水産省告示第四百三十八号（イストラエル国産シャムテ種及びパレンシア種のスウィートオレンジ、グレイプフルーツ並びにスウィータイの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成九年九月十六日から施行する。

平成九年九月十六日

農林水産大臣 越智 伊平

四の本則中「生果実の」を「イストラエル国内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）において消毒を行う場合にあつては、生果実の各」に改め、本則を（一）とし、同四に次のように加える。

（一）海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉にはイストラエル国植物防疫機関による封印がなされていること。

（二）海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナにはイストラエル国植物防疫機関による封印がなされていること。

五中「生産地における」を削り、「低温処理施設」の下に、「低温処理船舶及び低温処理コンテナ」を加え、（一）をアとし、（二）をイとし、（三）をウとし、本則を（一）とし、同五に次のように加える。

（一）低温処理施設、低温処理船舶及び低温処理コンテナは、あらかじめイストラエル国植物防疫機関により（一）の消毒のために適切な施設及び設備を有するものとして指定されたものであること。

六の本則を（一）とし、同六に次のように加える。

（一）の植物防疫官による消毒が実施されたこととの確認は、イストラエル国植物防疫機関と共同して、次により行うものとする。

ア 低温処理施設において消毒が行われる場合にあつては、当該施設において五の消毒が行われたことを確認すること。

イ 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合にあつては、輸出港においては五の消毒が開始されたことを、輸入港においては当該消毒が終了されていることをそれぞれ確認すること。

七中「五」を「低温処理施設において五」に改め、同七中「消毒施設」を「当該施設」に改める。